

「事業PRリーフレット」編集及び印刷業務委託仕様書

1 業務名

「事業PRリーフレット」編集及び印刷業務委託

2 業務の目的

京都市内で水道・下水道を使用いただいているお客さまに対し、有益な情報を案内するリーフレットを編集し、印刷すること。(年3回発行)

3 業務の内容

本件業務においては、年3回発行する「事業PRリーフレット」の編集及び印刷を行うものとし、以下の作業を行うこと。

なお、デザインは、各回異なるものを作製する。

(1) 編集に関すること。

ア 表紙及び本文の企画・編集（各回の掲載内容は、本市から提供する。）

イ 文字，イラスト，図表，写真等の割付

ウ 掲載に必要なイラスト及び図表の作製，写真の撮影

エ 本市の指示に基づく記事の作製

オ 原稿校正（3回程度）の実施

カ 版下データの作製（デジタル入稿に対応したもの）

(2) 印刷に関すること。

ア リーフレットの仕様

A4判，両面4色刷

イ 加工

三つ折り加工

ウ 色校正

1回

エ 1回当たりの印刷部数

502,000枚

オ 納品場所

京都市内（5箇所）

カ その他

100枚ごとに一束にして納品すること。

(3) その他，本件業務の遂行に関連し必要な作業に関すること。

4 納入期限

第1回 令和3年 5月27日（木）（予定）

第2回 令和3年 7月28日（水）（予定）

第3回 令和3年11月26日（金）（予定）

※配布時期を変更する場合は、当局の指示で納入期限を変更することがある。

5 成果物

成果物として、リーフレット（各回502,000枚）及び以下の各号に掲げるものを収録したCDを2部納めること。

(1) 版下データ

(2) 版下データをPDF形式（表面と裏面を1ファイルにまとめたもの）に変換したもの。

(3) 点字読み取りソフトで読み取り可能なデータ

※テキスト形式かWord形式で提出すること。

6 編集に当たっての留意事項

受託者は、次の各号に掲げる点に留意し、編集作業を遂行すること。

(1) 見出しや表題、文字の大きさなどを工夫し読みやすいものにすること。

(2) イラスト、写真、図表などを効果的に使用し、親しみやすくわかりやすい構成にすること。

(3) ユニバーサルデザイン（見分けやすい配色の使用、読みやすさに配慮したフォントの採用など）に配慮したものであること。

(4) 汎用性の高いソフトウェアを用いて編集すること。特にデータ入稿用ファイルは、印刷業者において、一般的に利用されているファイル形式であること。

7 参考情報

本件で編集するリーフレットは、以下のとおりお客さまに配布する予定である。

(1) 配布期間（予定）

第1回 令和3年6月～7月

第2回 令和3年8月～9月

第3回 令和3年12月～令和4年1月

(2) 配布方法

水道メーター検針時に検針員が「水道使用水量のお知らせ」票（使用水量や請求予定額等を記した帳票）と一緒に投函する。

なお、本市の水道メーター検針は、原則として2箇月に1度行っており、お客さまがお住まいの地区により、偶数月又は奇数月のどちらかが検針月となる。

8 著作権等の扱い

- (1) 本件業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本件業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本件業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処するものとし、受託業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。

なお、第三者の著作物等を使用する場合にあつては、本件著作物の全部又は一部を本市が作製する他の印刷物や本市のWebサイト等に掲載する場合がある点に留意すること。

9 遵守事項等

受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守、留意すること。

- (1) 受託者は、円滑に業務を進め、納入期限内に納入できるよう十分な体制で臨むこと。
- (2) 本件業務の実施に当たっては、本市と十分に協議すること。
- (3) 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また仕様書に疑義が生じた場合は、原則として本市の指示に従うものとする。